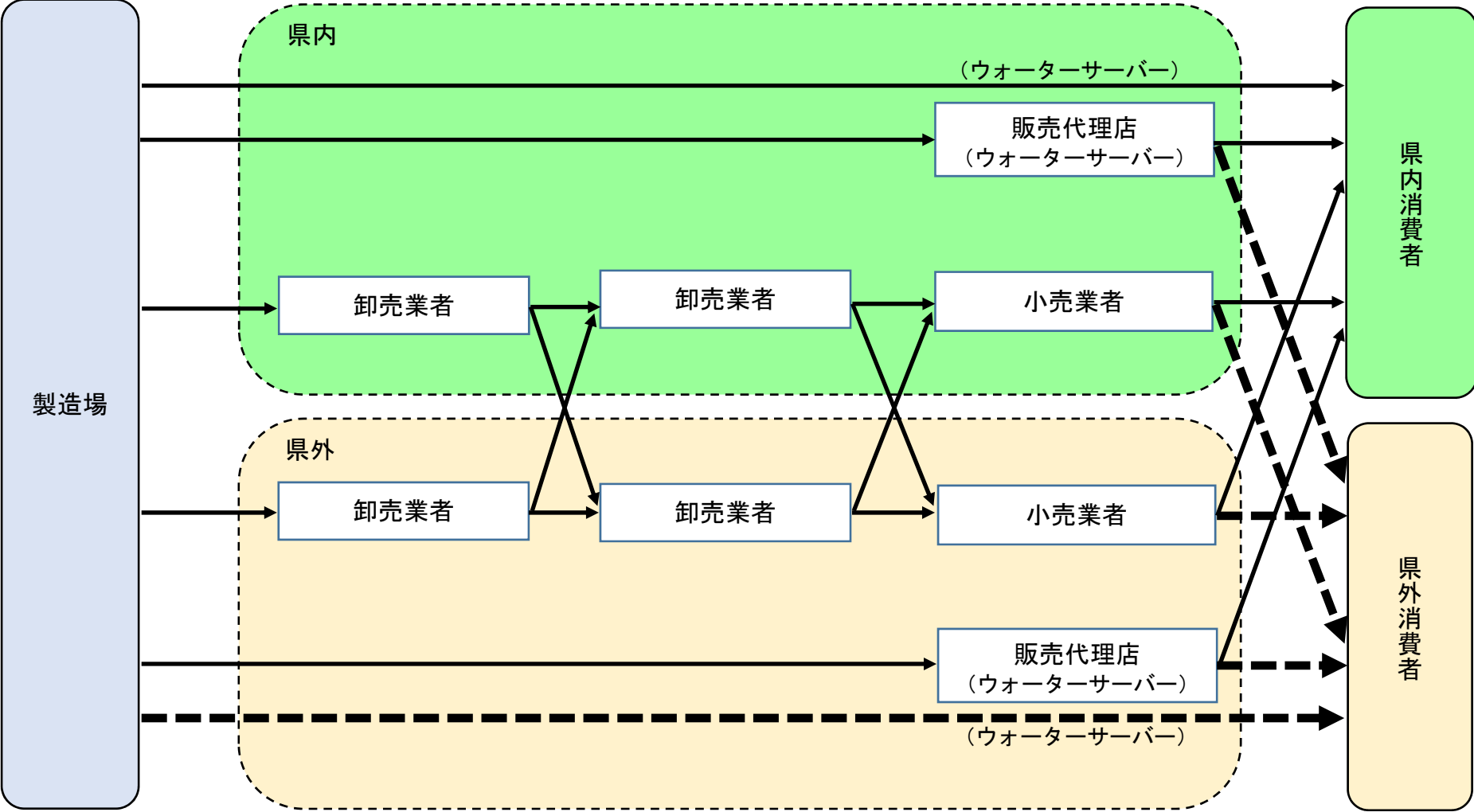


案 2 - 1 に関する留意点

○ 納税義務の発生時点の明確化

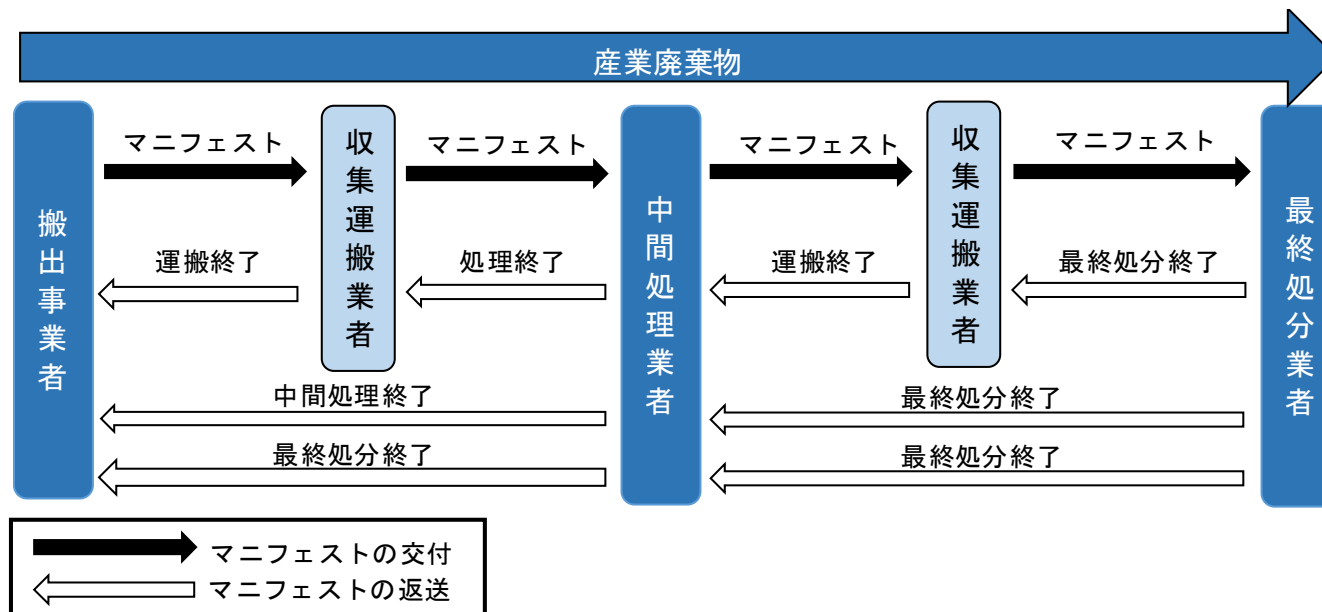


- ▷ 納税義務が発生する時点は **—→** の時点か。
- ▷ その場合の納税義務者は誰か。

○ 県外への移出量の把握

マニフェスト制度

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく制度で、産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と、不法投棄の未然防止を目的とする。産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物の名称、運搬事業者名、処分業者名等を記載したマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付して、産業廃棄物と一緒に流通させることにより、産業廃棄物の処理状況を把握することができる。



- ・ 法に基づく「情報処理センター」として指定されている（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが電子マニフェストの運営を行っており、電子マニフェストを利用する場合は、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者の加入が必要。
- ・ マニフェスト制度は、平成10年12月から全ての産業廃棄物に適用されていた。その後、平成14年4月に三重県が産業廃棄物税を導入したのを筆頭に、現在27道府県が導入している。これらの地方団体においては、税務調査の際に必要なに応じてマニフェストを確認している。

※法によるマニフェスト制度は、原則、トラック1台につき1枚のマニフェストが交付されるが、新税においてマニフェスト制度を導入する場合は、製造場から移出した製品が複数の卸売業者に細分化され、さらに複数の小売業者に細分化されることが想定される。

インボイス方式

- ・インボイス（仕送状）や請求書に税額が記載されていることを条件に、仕入税額控除を行う方式のこと。
- ・日本の「消費税」においては、複数税率制度のもとで、仕入税額控除の仕組みを適正に機能させるための制度として、請求書等保存方式に代えて、適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入され、令和5年10月から施行される。
- ・適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となる。

【適格請求書の記載事項】

1 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	4 税率ごとに合計した税抜又は税込対価の額及び税率
2 取引年月日	5 消費税額等
3 取引内容（軽減税率の対象となる場合はその旨）	6 書類の交付を受ける者の氏名又は名称